

## 現場職員のための「化学物質等のリスクアセスメント」

現場に持ち込む化学物質については、ラベルマークで判断し、ラベルマークのあるものは全てSDSシートを取り寄せ周知することは既に皆様が実施済みと思います。

今回は、添付シート左端の 1 爆発～16 吸引性呼吸器有害性の項目【GHS国連勧告に基づくSDSの記載項目】をSDSシートで確認し、区分指定されている欄『対象』に ○ 丸印を付けると自動的にリスクアセスメントを実施し、評価、優先度の程度に応じて対策が自動的に記載されます。

一番右端その他の欄は、現場で特に必要な注意事項を手書きで記入します。

最後に化学物質等を使用する作業環境を選定します。

1. 屋内(換気無)
2. 屋内(換気有)
3. 屋外(遮蔽 有)
4. 屋外(遮蔽無)

1～4 までの数字を記載すると自動的に作業環境に適合したリスクアセスメントを実施対策まで表示します。

シートが完成したら、作業者全員を集めて周知会を開催し、署名を右下に記載する。

ここが肝心です。

SDSシートの数だけリスクアセスメントと周知会サインが必要となってきます。

現在の法改正の目的は、使用する人、させる人が化学物質等の毒性と危険性を認知して作業環境を改善したり暴露時間を短縮すると言ったような知識と行動に結びつけることが目的と理解しています。

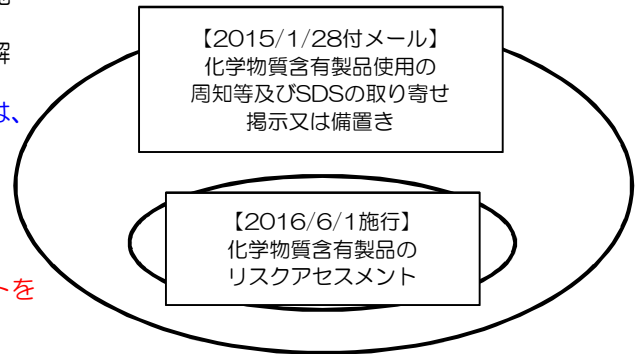
仙台建設労務管理研究会・顧問会発 として行政の実務者の方々にもアピールしていきたいと思います。

## ◆化学物質のリスクアセスメントについて

2015年1月にメール配信した化学物質の安全データシート（SDS）に関する通達は、労働安全衛生法101条第2項の規定による措置です。（化学物質含有製品使用の周知及びSDSの掲示又は備え置き等）

一方、本年（2016年）6月1日から、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務化されました。法改正の要点や実施要領等は、厚生労働省のリーフレットやホームページ等で、概ね理解できると思いますが、**リスクアセスメントの具体的な方法については、厚生労働省が幾つかの事例を示していますが、建設現場でそのまま活用するには、問題があります。**

そこで、**添付のシートを使用して、化学物質のリスクアセスメントを実施することにしました。**



下表に記載の材料を対象として、リスクアセスメントを実施して下さい。

SDSに基づき、『対象』欄に「○」を記入すれば、リスク評価及び低減対策ができるようになっています。

リスク低減対策は『標準版』が表示されますので、作業所条件に合わせた対策を『その他記載』欄に追記して下さい。

**リスクアセスメント実施後、関係者全員で周知会を開催し、サインされたシートをSDSと共に掲示、又は、備え置きして下さい。**

なお、**化学物質のリスクアセスメントは、該当材料を使用する「事業主（協力会社）」が実施すべきものです。作業開始前に、化学物質のリスクアセスメントシート（協力会社用）を提供して、リスクアセスメントを実施するよう指導して下さい。**

協力会社用シートでは、リスク低減対策を、**協力会社が検討して記載するようになっております。**

また、協力会社と打合せをして、追加の対策があれば、『**その他記載**』欄に追記することも可能です。

【リスクアセスメント実施対象材料】

工種	材料
杭工事	セメント、安定液
土・山留め工事	地盤改良材、グラウト材、止水材、濁水（汚水）処理剤（水質調整材）
鉄筋・鉄骨工事	防錆剤、耐火被覆材
型枠工事	剥離剤
左官工事	セメント、吸水防止材、接着増強材、補修材（プレミックス）
塗装工事	有機溶剤系塗料、水系塗料、剥離剤（リムーバ）
防水工事	アスファルト防水材、塗膜防水材、シート防水材、FRP防水材、接着剤
防水工事（目地）	弾性シーリング材、油性コーキング材
内外装材	接着剤、塗り床剤、現場発泡ウレタン
その他	作業所長が特定した材料

※溶接棒・酸素・アセチレン・炭酸ガス等は、化学物質とは異なる規定で規制されているため、リスクアセスメントの実施対象外としています。ただし、一覧表掲示やSDSの掲示又は備え置きは、従前どおりです。



化学物質を取り扱う事業場のリスクアセスメント

【作成日】 2016 年 月 日

←当色部分のみ入力

作業所名	使用材料名	
使用者	メーカー名	
使用場所	種類	
工事職種	使用期間	～

評価方法

環境番号	作業環境	危険/毒物	危険喚起度(語)			
			劇物	警告	注意	
1	屋内(換気無)	6	12	10	8	7
2	屋内(換気有)	4	10	8	6	5
3	屋外(遮蔽有)	2	8	6	4	3
4	屋外(遮蔽無)	1	7	5	3	2

リスク対策は【優先度 I・II】に関して行う

評価表			優先度	
12	10	10	I	(超高)
8	7	7	II	(高)
6	5	4	III	(中)
3	2	2	IV	(小)

【留意事項】  
 ※当評価表は参考であり、各協力会社の書式で評価して頂いても結構です。  
 ただし、当表に記載の通り『危険有害性クラス』と『有害性区分』に分類された評価として下さい。  
 仙台建設労務管理研究会・顧問会

危険有害性クラス	絵表示	注意喚起語	有害性区分	有害情報	リスク低減対策(左側に"対策要"が表示されたら記載する)							その他記載	
					対象	環境	危険度	評価	優先度	対策			
物理的危険性	1 爆発	【爆弾爆発】	危険	1 爆発物									
	2 可燃性引火ガス	【炎】	危険	1 極めて可燃性/引火性の高いガス									
		【なし】	警告	2 可燃性/引火性の高いガス									
	3 引火性液体	【炎】	危険	1 極めて引火性の高い液体および蒸気									
		【炎】	危険	2 引火性の高い液体および蒸気									
		【炎】	警告	3 引火性液体および蒸気									
		【なし】	警告	4 可燃性液体									
	4 急性毒性(経口)	【どくろ】	毒物	1・2 飲み込むと生命に危険									
		【どくろ】	劇物	3 飲み込むと有毒									
		【感嘆符】	警告	4 飲み込むと有毒									
		【なし】	注意	5 飲み込むと有害のおそれ									
	5 急性毒性(経皮)	【どくろ】	毒物	1・2 皮膚に接触すると生命に危険									
【どくろ】		劇物	3 皮膚に接触すると有毒										
【感嘆符】		警告	4 皮膚に接触すると有毒										
【なし】		注意	5 皮膚に接触すると有害のおそれ										
6 急性毒性(吸引)	【どくろ】	毒物	1・2 吸入すると生命に危険										
	【どくろ】	劇物	3 吸入すると有毒										
	【感嘆符】	警告	4 吸入すると有毒										
	【なし】	注意	5 吸入すると有害のおそれ										
7 皮膚腐食性/刺激性	【腐食性】	劇物	1(A・B・C) 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷										
	【腐食性】	警告	2 皮膚刺激										
	【なし】	注意	3 軽度の皮膚刺激										
8 眼の重篤損傷/刺激性	【腐食性】	劇物	1 重篤な眼の損傷										
	【感嘆符】	警告	2A 強い眼刺激										
	【なし】	注意	2B 眼刺激										
9 呼吸器感受性	【健康有害】	危険	1 吸入すると喘息、呼吸困難を起こすおそれ										
10 皮膚感受性	【感嘆符】	警告	1 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ										
11 生殖細胞変異原性	【健康有害】	危険	1(A・B) 遺伝性疾患のおそれ										
	【健康有害】	警告	2 遺伝性疾患のおそれの疑い										
12 発がん性	【健康有害】	危険	1(A・B) 発がんのおそれ										
	【健康有害】	警告	2 発がんのおそれの疑い										
13 生殖毒性	【健康有害】	危険	1(A・B) 生殖能または胎児への悪影響のおそれ										
	【健康有害】	警告	2 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い										
14 特定標的臓器毒性/全身毒性(単回ばく露)	【健康有害】	危険	1 臓器障害										
	【健康有害】	警告	2 障害の恐れ										
	【感嘆符】	警告	3 気道刺激・麻酔性										
15 特定標的臓器毒性/全身毒性(反復ばく露)	【健康有害】	危険	1 長期又は反復ばく露による臓器の障害										
	【健康有害】	警告	2 長期又は反復ばく露による臓器障害のおそれ										
16 吸引性呼吸器有害性	【健康有害】	危険	1 飲み込んで気道侵入すると生命に危険のおそれ										
	【健康有害】	警告	2 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ										
17 水生環境有害性	【環境】	警告	1 強い毒性										
	【環境】	注意	2・3・4 毒性・有害・注意										

絵表示ラベル



	周知会実施日	2016 年	月	日				
説明者								
参加者								



アスファルトプライマー

作成日：2006年7月1日

改訂日：2016年5月2日

## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

製品名 アスファルトプライマー

会社名 日新工業株式会社

住所 〒120-0025 東京都足立区千住東2丁目23番4号

担当部門 技術部

電話番号 048-755-6188 FAX番号 048-755-6177

緊急連絡先 03-3882-2613 営業総務課

奨励用途及び使用上の制限 工業用 (建築用塗材 等)

整理番号 AR-P002

## 2. 危険有害性の要約

重要な兆候及び想定される非常事態の概要

最重要危険有害性：

有害性： 目や粘膜を刺激する。蒸気は麻酔作用がある。高濃度の蒸気や長時間の吸入は避ける。眼及び上部呼吸器、気管を刺激する。

物理的及び化学的危険性：

引火しやすい液体。

消防法危険物第4類第2石油類。

特定の危険有害性： 情報なし。

分類の名称 (分類基準は日本方式)： 引火性液体類。

## GHS分類

引火性液体	区分3	生殖毒性	区分1B
急性毒性 経口	区分外	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	
急性毒性 経皮	分類できない	中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓	区分2
急性毒性 吸入 (蒸気)	区分4	麻酔作用	区分3
皮膚腐食性/刺激性	区分2	標的臓器/全身毒性(反復暴露)	
眼損傷/刺激性	区分2A	呼吸器、神経系	区分2
皮膚感作性	分類できない	水生環境有害性(急性)	区分3
呼吸器感作性	分類できない	水生環境有害性(長期間)	区分2
発がん性	区分2		

※ 記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語： **危険**

危険有害性情報

- ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ 吸入すると有害
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能力又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 臓器（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）の障害のおそれ
- ・ 長期にわたる又は反復暴露による臓器（呼吸器、神経系）の障害のおそれ
- ・ 水生生物に毒性
- ・ 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

<安全対策>

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地すること/アースをとること。
- ・ 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- ・ 火災を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・ 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

<救急処置>

- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。
- ・ 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワー